

滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）設置要綱

（目的）

第1条 水害の現状と流域治水の必要性について、県民と問題意識を共有し、実効性のある施策をともに検討するため、滋賀県流域治水検討委員会（住民会議）（以下「住民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 住民会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べる。

（1）流域治水対策を推進するための自助・共助においての県民の役割と県民が公助に期待する事柄

（2）流域治水の県民への普及と協働で取り組む方策に関すること

（組織）

第3条 住民会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、県民から公募した者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

4 住民会議に、アドバイザーを置く。

5 アドバイザーは、専門的な知識、経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

6 知事は必要に応じて、住民会議に関係行政職員のうちからオブザーバーを置くことができる。

（座長）

第4条 住民会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は会務を総理する。

4 座長に事故あるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 住民会議は、座長が招集し、主宰する。

2 住民会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要に応じて住民会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 住民会議の庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、住民会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。

流域治水検討委員会（住民会議）委員名簿

（委員は50音順・敬称略）

	氏名	居住市町・所属
委員	いしづ ぶみお 石津 文雄	高島市
委員	おおはし まさみつ 大橋 正光	近江八幡市
委員	きたい かおり 北井 香	大津市
委員	しばた よしひで 柴田 善秀	長浜市
委員	すぎもと りょうさく 杉本 良作	甲賀市
委員	なかい まさこ 中井 正子	大津市
委員	なかむら せいじ 中村 誠伺	野洲市
委員	なるみや じゅんいち 成宮 純一	愛知郡 愛荘町
委員	はぐる けいこ 齒黒 恵子	蒲生郡 日野町
委員	まつお のりなが 松尾 則長	彦根市
アドバイザー	たの ひろかず 多々納 裕一	京都大学 防災研究所